

官民連携やPPP・PFIを考えるとときには、官と民の法的責任を理解しないといけない。

1. 法律には私法と公法があると言われる。私法と言えば、民法、会社法、公法と言えば、まずは憲法、国家賠償法、刑法、行政法が思い浮かぶ。経済関係を規制する法律、経済法や国際法（国会での条約の承認後のもの）は、広い意味の公法であろう。

私法は、民間人間、民間法人間、あるいは民間人対民間法人間の法的な約束事であり、公法は、民間人、民間法人と国・地方自治体間の法的な約束事である。行政法は公法に分類され、国家賠償法

も行政法の一部とされるが、国際法同様、行政法という法律があるわけではなく、公権力の行政行為にかかる法体系、考え方をまとめた学問・学問を体系化した教科書である。

2. 国や地方の財政難に伴い、官民連携、PPP・PFIが行われるようになってきているが、これらを律するのは公法であろうか、私法であろうか？

故意または過失による損害賠償責任を問うのは、国家賠償法によるのか、民

法によるのかである。官民連携もPPP・PFIも公権力の行使と考えれば、国家賠償法によるのであろう。他方、民法の場合は、415条による債務不履行責任と709条の不法行為責任がある。答へは、まずは、国家賠償法であろうが、民法適用も可能なようである。官民連携、PPP、PFIは、本来は官（国や地方自治体）の仕事であったものを、契約により、官と民（または民単独）で設立した共同事業体に委ねるものである。したがって、直接の当事者は共

私法と公法の違いは？

同事業体であるが、損害賠償責任を負うのは、共同事業体なのか、官なのか問題となる。

国家賠償法の解釈の問題となるが、官民連携、PPP、PFIも公権力の行使であり、官の責任を問えるとの解釈がある。問題は、官に故意または過失があると立証できるかと、官が責任を負うとしても、官の求償権で、共同事業体あるいは親会社がどこまで責任を分担するかであろう。

もちろん、民法による損害賠償請求でも、官民連携、PPP・PFIの問題は解決でき、国家賠償法による解決とそれほど内容は変わらないという解説もある。

3. 公の施設については、公物管理法という考え方があられる。公物管理法という法律があるわけではなく、道路法、河川法などにこの考え方が含まれている。

官民連携、PPP・PFIスキームでつくられる施設も、公の施設とみなし、公物管理法の適用になると思われるが、所有権者を確認し本当にそうなのかも理解しておく必要がある（官民連携でもPPPでもPFIでも、通常、所有権者は国または地方自治体）。

4. 日本の法体系は、大陸法系で公法と私法の違いが明確と言われるが、戦後の日本の裁判所制度では、独・仏と異なり、行政裁判所は存在せず、英米法系の国同様、行政裁判も通常の裁判所で扱っている。

個人的には、私法と公法の区別があつた方が法体系としてわかりやすい気がするが、公法も私法（特に民法）の考え方が土台にあり、私法（特に民法）と整合性のある法体系でなくてはならない。私法と公法は私法対公法というような対立する概念ではないのである。

（アリス）